

## 富士宮市都市整備部管理課所管公有地の境界確認事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士宮市都市整備部管理課（以下「管理課」という。）所管の公有地とこれに隣接する土地との境界確認の事務処理について必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この要領において「公有地」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する市道の用に供されている国有地、県有地及び市有地
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項の規定により同法の規定が準用される河川の用に供されている国有地、県有地及び市有地
- (3) 道路法の規定が適用されない道路の用に供されている市有地
- (4) 富士宮市普通河川条例（昭和46年条例第16号）第2条に規定する普通河川の用に供されている市有地
- (5) 道路法、河川法、海岸法等の公共物の管理に関する法律の適用のない公共物の用に供されている、国から譲与を受けた土地であって、前各号に掲げるもの以外のもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、富士宮市都市整備部道路課及び富士宮市都市整備部河川課が所管する市有地

2 この要領において「境界確認」とは、原則、法務局に提出する地積測量図の作成を目的として、申請に基づき官民境界確定済み箇所の再度確認を求められた場合の事務であり、おおむね次の各号に掲げる場合に行うこととする。

- (1) 昭和62年度以降の国土調査区域の官民境界線を確認する場合
- (2) 昭和62年度以降の区画整理事業等の換地処分による官民境界線を確認する場合
- (3) 昭和62年度以降の開発行為による帰属を受けた公有地の境界を確認する場合
- (4) 境界確定済みである官民境界線を確認する場合
- (5) その他、地積測量図等により境界確定済みであると認められる箇所を確認する場合

(境界確認申請適格者)

第3条 境界確認の申請者は、原則、土地家屋調査士とする。ただし、確認を行う官民境界線の隣接する土地所有者が申請者となっても差し支えないものとするが、この場合、富士宮市都市整備部管理課所管公有地の境界確定事務処理要領第3条に準じるものとし、土地家屋調査士に委任しなければならないものとする。ただし、国又は地方公共団体等が公共事業等を行うために確認を求められる場合で、申請者が国又は地方公共団体等の

ときはこの限りではない。

(境界確認申請)

第4条 第2条各号に掲げる公有地とこれに隣接する土地の境界確認をしようとする者は、境界確認申請書(第1号様式)に次の図書を添付して1部提出するものとする。

(1) 案内図(代表的目的物から現地までの経路を示すもの)

(2) 公図写し(法務局備えつけの公図に縮尺、方位、転写年月日及び転写した者の氏名を記入し、押印する。)

(3) 実測平面図(縮尺1/250~1/500)

(4) その他市長が必要と認めるもの。(富士宮市が管理する書類であっても、申請者の負担により提出させるものとする。)

2 申請者が公有地とこれに隣接する土地所有者の場合は、申請私有地の全部事項証明書、印鑑証明書及び委任状(第2号様式)を添付させるものとする。

3 申請者から申請私有地の全部事項証明書、印鑑証明書又は戸籍謄本の原本還付を請求された場合には、これらの写しをとり、その旨及び年月日を記載のうえ担当者印を押印した後に、原本を還付するものとする。

(費用の負担)

第5条 境界確認に要する費用は、すべて申請者の負担とする。

(受付・書類審査)

第6条 申請書を受付けたときには、境界確定申請書処理顛末簿(確認・立会)(第3号様式)に登載し、これを永久保存するとともに、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

(1) 申請者が申請適格を備えていること。

(2) 境界確認をしようとする公有地が第2条に規定する土地であること。

(3) 申請書に必要な事項が記載され、かつ、必要図書が添付されていること。

(4) 申請の範囲が既存点から既存点までであること。

2 市長は、前項第3号の要件に欠ける申請があったときは、期限を定めて補正を求めるものとする。

(立会等の通知)

第7条 市長は、申請が前条第1項各号の要件を満たしているとき又は申請者が前条第2項の補正を行ったときは、申請者に対し、立会場所、立会日時及びその他必要な事項を電話連絡等により通知するものとする。

(事前調査)

第8条 境界確認の実施に当たって必要があると認められるときは、事前に参考になる資料の収集、調査及び現地確認を行い、又は現地の調査、測量を行うものとする。

(現地立会)

第9条 現地立会は申請者もしくは代理人と行うこととし、境界位置について申請者もし

くは代理人から説明を受けるものとする。

(確定図への押印)

第10条 申請者は、申請者及び市以外の隣接地所有者の承諾を得た確定図を提出するものとする。

2 事務担当者は、申請者及び市以外の隣接地所有者の承諾を確認し、提出された確定図に、立会年月日及び公物管理者名を記載し市長印を押印するものとする。

3 確定図は、それぞれの写しを1部提出させるものとし、境界確認申請書と併せて永年保存するものとする。

4 確定図には、確認した境界の座標、境界の辺長及び基準点の座標を記載させるものとする。

5 隣接地所有者の承諾は、この目的を達成するために必要な法務局が認めるものであれば、登記されている土地所有者以外でも差し支えないものとする。

(結果の報告)

第11条 確定図への押印完了後、結果について課長に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。